

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新宮市長、新宮市議会議長、新宮市教育委員会、新宮市選挙管理委員会
新宮市代表監査委員、新宮市農業委員会、新宮市消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.3%
全職員	56.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	92.9%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	92.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.8%
31～35年	89.7%
26～30年	90.9%
21～25年	84.2%
16～20年	80.0%
11～15年	86.3%
6～10年	84.2%
1～5年	84.9%

【説明欄】

- ・男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載しています。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち約7割が女性であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が顕著に現れています。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当・住居手当ともに受給者に占める男性の割合は約8割となっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。